様式第七号の二（第十条の二関係）

許可番号　０４０１０００８０５６

産業廃棄物収集運搬業許可証

優良

住　所　福岡市博多区博多駅東一丁目１番３３号
氏　名　株式会社九州北部サービス
代表取締役　西崎　晃

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条の２第１項の許可を受けた者であることを証する。

福岡県知事　服部　誠太郎

許可の年月日　令和　７　年　４　月　１３　日
許可の有効年月日　令和　１４　年　４　月　１２　日

１．事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうか明らかにすること。）

積替え、保管を含まない。

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等（以上３品目については、自動車等破砕物を除く。）、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、鉱さい、がれき類、動物のふん尿、ばいじん（紙くず、木くず、繊維くずについては、石綿含有産業廃棄物を含む。）（廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等については、水銀使用製品産業廃棄物を含む。）（燃え殻、汚泥、廃アルカリ、鉱さい、ばいじんについては、水銀含有ばいじん等を含む。）

以上１７品目　以下余白

積替え、保管を含む。

廃プラスチック類、ガラスくず等（以上２品目は、石綿含有産業廃棄物並びに水銀使用製品産業廃棄物である廃蛍光ランプ及び廃ＨＩＤランプに限る。）、金属くず（金属くずについては、水銀使用製品産業廃棄物である廃蛍光ランプ及び廃ＨＩＤランプに限る。）、がれき類（がれき類については、石綿産業廃棄物に限る。）　以上４品目　以下余白

２．積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

所在地　福岡県糸島市高祖字宇土１９番１

（１）面　　積　４５．９０㎡
産業廃棄物の種類　廃プラスチック類、ガラスくず等、がれき類（以上３品目については、石綿含有産業廃棄物に限る。）
保　管　上　限　８．００㎥
積み上げることができる高さ　１．１７ｍ

（２）面　　積　１．４９㎡
産業廃棄物の種類　廃プラスチック類、ガラスくず等、金属くず（以上３品目は、水銀使用製品産業廃棄物である廃蛍光ランプ及び廃ＨＩＤランプに限る。）
保　管　上　限　１．１２㎥
積み上げることができる高さ　０．７９ｍ

以下余白

（以下裏面記載）

（裏面）

3．許可の条件

なし

4．許可の更新又は変更の状況

平成１５年１１月１７日	更新許可
平成２０年１１月１７日	更新許可
平成２５年１１月１７日	更新許可
平成３０年　２月２２日	変更届出により取扱品目（水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等）の明記
平成３０年　４月１３日	更新許可
令和　４年　６月２３日	変更許可により積替え、保管に係る取扱品目（廃プラスチック類、ガラスくず等、がれき類）の追加
令和　７年　４月１３日	更新許可
令和　８年　６月３０日	変更許可により積替え、保管に係る取扱品目（金属くず）の追加及び積替え、保管に係る取扱品目（廃プラスチック類、ガラスくず等）の限定の変更

以下余白

5．積替え許可の有無　　有　・　(無)

（積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。）

市名	許可番号

以下余白

6．規則第９条の２第８項の規定による許可証の提出の有無　　(有)　・　無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

※更新手続については、有効期間満了日の６０日前までに必ず管轄の筑紫保健福祉環境事務所で行ってください。